許可番号 00900007187

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所　栃木県宇都宮市陽南一丁目2番2号

氏名　宇都宮興産 株式会社
代表取締役 清本 龍司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事　福田富一

許可の年月日　平成28年10月17日

許可の有効年月日　平成35年10月16日

1．事業の範囲

(1) 営業の種別

収集・運搬（積替えを除く。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨）

① 積替えを除くもの。

・燃え殻
・汚泥
・廃油
・廃酸
・廃アルカリ
・廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）
・紙くず
・木くず
・繊維くず
・動植物性残さ
・ゴムくず
・金属くず
・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）
・鉱さい
・がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）
・ばいじん

※ 産業廃棄物の種類は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。
※ 石綿含有産業廃棄物を含む旨の表示は平成18年10月1日以降の許可から適用。

2．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

なし

3．許可の条件

なし

4．許可の更新又は変更の状況

| | | |
|---|---|---|
| 新規許可 | 平成 1年10月17日 | |
| 更新許可 | 平成 6年10月17日 | |
| 変更届 | 平成11年 8月 6日 | 氏名の変更による届出 |
| 更新許可 | 平成11年10月17日 | |
| 更新許可 | 平成16年10月17日 | |
| 変更届 | 平成21年 6月22日 | 代表者の変更による届出 |
| 更新許可 | 平成21年10月17日 | |
| 優良確認 | 平成25年 6月28日 | |
| 更新許可 | 平成28年10月17日 | 優良認定 |

5．積替え許可の有無　　有 (無)

6．規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無　有 (無)

| 取扱窓口 | 廃棄物対策課 |
|---|---|

様式第七号（第十条の二関係）

許可番号　０１０００００７１８７

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　栃木県宇都宮市陽南一丁目２番２号

氏　名　宇都宮興産株式会社
　　代表取締役　清本龍司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事　　大澤　正明

許可の年 月 日　　平成 30年 11月 13日

許可の有効期限　　平成 35年 11月 12日

1　事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑭鉱さい、⑮がれき類、⑯ばいじん（以上１６種類）

※⑥については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑫については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑬については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑮については、石綿含有産業廃棄物を含む。

2　許可の条件

なし

3　許可の更新、変更の状況

昭和 58年　8月 17日　　新規許可

昭和 60年 11月 13日　　変更許可

Copy

様式第七号（第十条の二関係）

平成　5年 11月 13日　　更新許可
平成 10年 11月 13日　　更新許可
平成 15年 11月 13日　　更新許可
平成 20年 11月 13日　　更新許可
平成 25年 11月 13日　　更新許可
平成 30年 11月 13日　　更新許可

4　積替え許可の有無　　有 ・ (無)

5　規則第９条の２第６項の規定による許可証の提出の有無　　有 ・ (無)

COPY

様式第七号（第十条の二関係）　　平成３０年１２月　７日　　３０環資産更第１１６５号

許可番号　第１３－００－００７１８７号

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　　栃木県宇都宮市陽南一丁目２番２号

氏　名　　宇都宮興産株式会社
代表取締役　清本　龍司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第１４条第１項　の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事　小池百合子

許可の年月日　　平成３０年１０月２９日

許可の有効年月日　　平成３５年１０月２８日

１　事業の範囲

（１）　業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く）

（２）　産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類
（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を含む）

（以上１３種類）

２　積替え保管施設

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

３　許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

４　許可の更新・変更の状況
平成　5年 10月 29日　新規許可
平成 30年 10月 29日　更新許可　第 5 回

５　積替え許可の有無　　無

６　規則第９条の２第６項の規定による許可証の提出の有無　　無

（以下余白）

東京都

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

許可番号　０１５０９００７１８７

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

栃木県宇都宮市陽南一丁目２番２号
宇都宮興産　株式会社
代表取締役　　清本　龍司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事　花　角　英　世

許可の年月日　　平成３１年　２月２７日

許可の有効年月日　　平成３６年　２月２６日

１　事業の範囲

・収集・運搬（積替え・保管を除く。）
廃プラスチック類、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず、金属くず、ばいじん（以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

２　積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

３　許可の条件

４　許可の更新又は変更の状況

・新規許可年月日　　平成１６年　２月２７日
・更新許可年月日　　平成２１年　２月２７日
・変更届出年月日　　平成２１年　６月２２日
（代表者の変更　旧　清本　辰雄）
・更新許可年月日　　平成２６年　２月２７日
・更新許可年月日　　平成３１年　２月２７日

５　積替え許可の有無
無

６　規則第９条の２第６項の規定による許可証の提出の有無
無
（平成３１年　２月２７日　　更新許可）

許可番号　第００７０７００７１８７号

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　　栃木県宇都宮市陽南一丁目２番２号

氏　名　　宇都宮興産株式会社
　　代表取締役　清本龍司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事　　内 堀 雅 雄

許 可 の 年 月 日　　令和 ２ 年１０月 ２ 日
許可の有効年月日　　令和 ７ 年 ７ 月３１日

１　事業の範囲
⑴　事業の区分　　収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）
⑵　産業廃棄物の種類
①燃え殻②汚泥③廃油④廃酸⑤廃アルカリ⑥廃プラスチック類⑦紙くず⑧木くず⑨繊維くず⑩動植物性残さ⑪ゴムくず⑫金属くず⑬ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず⑭鉱さい⑮がれき類⑯ばいじん（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
以上１６種類

２　積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

３　許可の条件
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

４　許可の更新又は変更の状況
新規許可年月日　　平成 ２ 年 ８ 月 １ 日
更新許可年月日　　平成 ７ 年 ８ 月 １ 日
更新許可年月日　　平成１２年 ８ 月 １ 日
更新許可年月日　　平成１７年 ８ 月 １ 日
変更届出年月日　　平成２１年 ６ 月１８日（代表者の変更）
更新許可年月日　　平成２２年 ８ 月１１日（有効期間　平成２２年８月１日～平成２７年７月３１日）
更新許可年月日　　平成２７年 ８ 月 ３ 日（有効期間　平成２７年８月１日～令和２年７月３１日）
更新許可年月日　　令和 ２ 年１０月 ２ 日（有効期間　令和２年８月１日～令和７年７月３１日）

５　積替え許可の有無　　有・(無)

６　規則第９条の２第６項の規定による許可証の提出の有無　　有・(無)

許可番号　第０１２０００７１８７号

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　栃木県宇都宮市陽南一丁目２番２号

氏　名　宇都宮興産 株式会社
代表取締役　清本　龍司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事　熊　谷　　俊

許可の年月日　　令和 ３ 年１１月 ８ 日

許可の有効年月日　　令和 ８ 年１０月１７日

１．事業の範囲
(1) 事業の区分
収集・運搬（積替・保管を除く。）
(2) 産業廃棄物の種類
ア 燃え殻，イ 汚泥，ウ 廃油，エ 廃酸，オ 廃アルカリ，カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く），キ 紙くず，ク 木くず，ケ 繊維くず，コ 動植物性残さ，サ ゴムくず，シ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く），ス ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く），セ 鉱さい，ソ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む），タ ばいじん
（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については，石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。
※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」，「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については，それぞれ水銀使用製品産業廃棄物，水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

２．許可の条件
な　し

３．許可の更新又は変更の状況
平成 28 年 10 月 18 日　　新規許可
令和 3 年 11 月 8 日　　更新許可

４．積替え許可の有無　　~~有~~・無
（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

５．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　~~有~~・無

備考
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

様式第七号（第十条の二関係）

421

許可番号　00801007187

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　栃木県宇都宮市陽南一丁目２番２号
氏　名　宇都宮興産 株式会社
代表取締役　清本　龍司
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第１４条第１項 ~~第１４条の２第１項~~ の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事　大　井　川　和　彦

許可の年月日　令和３年１１月１９日
許可の有効年月日　令和８年９月６日

1．事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

積替え保管を除く：燃え殻(*7)、汚泥(*5)(*7)、廃油(*5)、廃酸(*5)(*7)、廃アルカリ(*5)(*7)、廃プラスチック類(*1)(*4)(*6)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(*1)(*6)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*1)(*4)(*6)、がれき類(*4)　以上１４種類

（※）記載品目については、(*1) 自動車等破砕物を除く、(*4) 石綿含有産業廃棄物を含む、(*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く、(*6) 水銀使用製品産業廃棄物を含む、(*7) 水銀含有ばいじん等を除く

2．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし。

3．許可の条件
特になし。

4．許可の更新又は変更の状況

| 許可（届出）年月日 | 変更内容 | 許可（届出）年月日 | 変更内容 |
|---|---|---|---|
| 平成３年９月３日 | 新規許可 | 平成18年９月７日 | 更新許可 |
| 平成８年９月９日 | 更新許可 | 平成21年６月23日 | 変更届（代表者の変更） |
| 平成11年８月９日 | 変更届（名称の変更） | 平成23年９月14日 | 更新許可 |
| 平成13年９月７日 | 更新許可 | 平成28年10月20日 | 更新許可 |
| 平成16年11月26日 | 変更許可 | 令和３年11月19日 | 更新許可 |

5．積替え許可の有無　~~有・無~~
（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）
市名　　許可番号

6．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　~~有・無~~

備考
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

この許可証には「すかし」等の不正防止処理が施してあります。

令和 3年11月24日　　指令産廃第9-927号

許可番号　０１１０４００７１８７

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　栃木県宇都宮市陽南一丁目２番２号

氏　名　宇都宮興産　株式会社

代表取締役　清本　龍司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事　大野　元裕

許可の年月日　　令和　3年１１月２４日

許可の有効年月日　　令和　8年　9月１８日

１．事業の範囲

（１）事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）

（２）取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻
汚泥
廃油
廃酸
廃アルカリ
廃プラスチック類(*)(#1)
木くず
ゴムくず
金属くず(#1)
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*)(#1)
がれき類(*)
以上１１種類

※　産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※　産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※　産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

３．許可の条件
特になし

４．許可の更新又は変更の状況

| 許可(届出)年月日 | 指令番号 | 変更内容 |
|---|---|---|
| 平成 3年 9月19日 | 指令北環第25-120号 | 新規許可 |
| 平成21年 6月19日 | － | 変更届（代表者） |
| 平成28年 9月19日 | 指令産廃第9-638号 | 更新許可 |
| 平成29年12月12日 | － | 変更届（水銀使用製品産業廃棄物の明示） |
| 令和 3年11月24日 | 指令産廃第9-927号 | 更新許可 |

５．積替え許可の有無　　無
※　県内の政令市における許可の有無を記載

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　無

（以下余白）

許可番号 00950007187

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所　栃木県宇都宮市陽南一丁目2番2号

氏名　宇都宮興産 株式会社
代表取締役 清本 龍司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事　福田富一

許可の年月日　平成27年 8月25日

許可の有効年月日　平成34年 8月24日

1．事業の範囲

(1) 営業の範囲

収集・運搬（積替えを除く。）

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

① 積替えを除くもの

| 区分 | 有害物質の種類等（－取扱不可：●取扱可能：★限定条件あり） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 取り扱う特別管理産業廃棄物 | 揮発性 | 腐食性 | 水銀 | カドミウム | 鉛 | 有機燐 | 六価クロム | 砒素 | シアン | PCB | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | シクロメタン | 四塩化炭素 | I Iジクロロエタン | I Iジクロロエチレン | シスI IIジクロロエチレン | I I Iトリクロロエタン | I I IIトリクロロエタン | I IIIジクロロプロペン | チウラム | シマジン | チオベンカルブ | ベンゼン | セレン | I Vジオキサン | ダイオキシン類 |
| 廃油 | ● | － | － | － | － | － | － | － | － | － | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | － | － | － | ● | － | ● | － |
| | 限定： | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 廃酸 | － | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | － | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | － |
| | 限定： | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 廃アルカリ | － | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | － | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | － |
| | 限定： | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 汚泥 | － | － | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | － | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | － |
| | 限定： | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 燃え殻 | － | － | － | ● | ● | － | ● | ● | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | ● | － | － |
| | 限定： | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ばいじん | － | － | ● | ● | ● | － | ● | ● | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | ● | － | － |
| | 限定： | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

2．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類

なし

3．許可の条件

なし

4．許可の更新又は変更の状況

| | | |
|---|---|---|
| 新規許可 | 平成 5年 8月25日 | |
| 変更許可 | 平成 5年11月 2日 | 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の事業範囲の追加 |
| 変更許可 | 平成 8年 5月14日 | 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加及び事業範囲の追加 |
| 更新許可 | 平成10年 8月25日 | |
| 変更届 | 平成11年 8月 6日 | 氏名の変更による届出 |
| 更新許可 | 平成15年 8月25日 | |
| 更新許可 | 平成20年 8月25日 | |
| 変更届 | 平成21年 6月22日 | 代表者の変更による届出 |
| 変更届 | 平成23年 5月13日 | 政令改正による届出 |
| 優良確認 | 平成25年 6月28日 | |
| 変更許可 | 平成25年 8月19日 | 取り扱う特別管理産業廃棄物種類の追加 |
| 更新許可 | 平成27年 8月25日 | 優良認定 |

5．積替え許可の有無　　有（無）

6．規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無　有（無）

取扱窓口　　廃棄物対策課

様式第十三号（第十条の十四関係）

許可番号　０１０５０００７１８７

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　栃木県宇都宮市陽南一丁目２番２号

氏　名　宇都宮興産株式会社

代表取締役　清本龍司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第１項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事　　大澤　正明

許可の年 月 日　　平成 30年 10月　7日

許可の有効期限　　平成 35年 10月　6日

1　事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④特）廃油、⑤特）廃酸（以上５種類）

※④及び⑤に含まれる有害物質は許可証別紙１のとおりとする。

2　許可の条件

なし

3　許可の更新、変更の状況

平成　5年 10月　7日　　新規許可

平成 10年 10月　7日　　更新許可

平成 15年 10月　7日　　更新許可

平成 20年 10月　7日　　更新許可

平成 25年 10月　7日　　更新許可

平成 30年 10月　7日　　更新許可

4　積替え許可の有無　　有・(無)

5　規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無　　有・(無)



Copy

許可証別紙１　　許可番号　０１０５０００７１８７

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。
・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
・表中の「－」は扱うことができないもの。

| 廃棄物名 / 有害物質 | 特）燃え殻 | 特）汚泥 | 特）廃油 | 特）廃酸 | 特）廃アルカリ | 特）鉱さい | 特）ばいじん | 特）１３号廃棄物 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ｱﾙｷﾙ水銀化合物 | | － | | － | － | － | － | － |
| ｱﾙｷﾙ水銀化合物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。） | | － | | － | － | － | － | － |
| 水銀又はその化合物 | | － | | － | － | － | － | － |
| 水銀又はその化合物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。） | | － | | － | － | － | － | － |
| ｶﾄﾞﾐｳﾑ又はその化合物 | － | － | | － | － | － | － | － |
| 鉛又はその化合物 | － | － | | － | － | － | － | － |
| 有機燐化合物 | | － | | － | － | | | |
| 六価ｸﾛﾑ化合物 | － | － | | ○ | － | － | － | － |
| 砒素又はその化合物 | － | － | | － | － | － | － | － |
| ｼｱﾝ化合物 | | － | | － | － | | | |
| PCB | | － | | － | － | | | |
| ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | | － | ○ | － | － | | | |
| ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | | － | ○ | － | － | | | |
| ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ | | － | － | － | － | | | |
| 四塩化炭素 | | － | － | － | － | | | |
| 1，2－ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ | | － | － | － | － | | | |
| 1，1－ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | | － | － | － | － | | | |
| ｼｽ－1，2－ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | | － | － | － | － | | | |
| 1，1，1－ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ | | － | － | － | － | | | |
| 1，1，2－ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ | | － | － | － | － | | | |
| 1，3－ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ | | － | － | － | － | | | |
| ﾁｳﾗﾑ | | － | | － | － | | | |
| ｼﾏｼﾞﾝ | | － | | － | － | | | |
| ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ | | － | | － | － | | | |
| ﾍﾞﾝｾﾞﾝ | | － | － | － | － | | | |
| ｾﾚﾝ又はその化合物 | － | － | | － | － | － | － | － |
| 1，4－ｼﾞｵｷｻﾝ | | － | － | － | － | | － | |
| ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類 | － | － | | － | － | | － | － |

様式第十三号（第十条の十四関係）　　平成３０年１２月　７日　　３０環資産更第１１６６号

許可番号　第１３－５０－００７１８７号

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　　栃木県宇都宮市陽南一丁目２番２号

氏　名　　宇都宮興産株式会社
代表取締役　清本　龍司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第１４条の４第１項　の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事　小池百合子

許可の年月日　　平成３０年１０月２９日

許可の有効年月日　　平成３５年１０月２８日

１　事業の範囲

（１）　業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く）

（２）　特別管理産業廃棄物の種類

① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）
② 廃酸（ｐＨ２．０以下のもの）
③ 廃アルカリ（ｐＨ１２．５以上のもの）
④ 特定有害産業廃棄物
ア．　金属等を含む廃棄物（裏面別表のとおり）

２　積替え保管施設

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

３　許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

４　許可の更新・変更の状況

平成　5年 10月 29日　新規許可
平成 30年 10月 29日　更新許可　第 5 回

５　積替え許可の有無　　無

６　規則第10条の12第２項の規定による許可証の提出の有無　　無

（裏面あり）

東京都

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。

別表　産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

| 有害物質名 / 廃棄物名 | 限定内容 | 1 アルキル水銀化合物 | 2 水銀又はその化合物 | 3 カドミウム又はその化合物 | 4 鉛又はその化合物 | 5 有機燐化合物 | 6 六価クロム化合物 | 7 砒素又はその化合物 | 8 シアン化合物 | 9 PCB | 10 トリクロロエチレン | 11 テトラクロロエチレン | 12 ジクロロメタン | 13 四塩化炭素 | 14 一・二－ジクロロエタン | 15 一・一－ジクロロエチレン | 16 シス－一・二－ジクロロエチレン | 17 一・一・一－トリクロロエタン | 18 一・一・二－トリクロロエタン | 19 一・三－ジクロロプロペン | 20 チウラム | 21 シマジン | 22 チオベンカルブ | 23 ベンゼン | 24 セレン又はその化合物 | 25 一・四－ジオキサン | 26 ダイオキシン類 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 燃え殻 | | － | － | ○ | ○ | － | ○ | ○ | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | ○ | － | － |
| 汚泥 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | － | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － |
| 廃油 | | － | － | － | － | － | － | － | － | － | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － | － | ○ | － | ○ | － |
| 廃酸 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | － | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － |
| 廃アルカリ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | － | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － |
| 鉱さい | | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| ばいじん | | ○ | ○ | ○ | ○ | － | ○ | ○ | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | ○ | － | － |
| 指定下水汚泥 | | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |

［備考］・表中の「○」は取扱うことができるもの、「－」は取扱うことができないものを示す。

（以下余白）

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

様式第十三号（第十条の十四関係）

1849

許可番号　00851007187

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　栃木県宇都宮市陽南一丁目２番２号
氏　名　宇都宮興産 株式会社
代表取締役　清本　龍司
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第１４条の４第１項 ~~第１４条の５第１項~~ の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事　大　井　川　和　彦

許可の年月日　平成３０年１２月　３　日
許可の有効年月日　平成３５年１０月　６　日

１．事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）
積替え保管を除く：廃油（揮発油類，灯油類及び軽油類，又は別記１に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。），廃酸（pH2.0 以下のもの，又は別記１に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。），廃アルカリ（pH12.5 以上のもの，又は別記１に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。），ばいじん（別記１に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。），燃え殻（別記１に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。），汚泥（別記１に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）
以上６種類

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類，積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし。

３．許可の条件
特になし。

４．許可の更新又は変更の状況

| 許可（届出）年月日 | 変　更　内　容 | 許可（届出）年月日 | 変　更　内　容 |
|---|---|---|---|
| 平成 5 年 10 月 7 日 | 新規許可 | 平成 20 年 10 月 7 日 | 更新許可 |
| 平成 10 年 10 月 7 日 | 更新許可 | 平成 21 年 6 月 23 日 | 変更届（代表者の変更） |
| 平成 11 年 8 月 9 日 | 変更届（名称の変更） | 平成 25 年 10 月 16 日 | 更新許可 |
| 平成 14 年 7 月 17 日 | 変更許可 | 平成 25 年 10 月 16 日 | 変更許可（有害物質の変更） |
| 平成 15 年 10 月 7 日 | 更新許可 | 平成 30 年 12 月 3 日 | 更新許可 |

５．積替え許可の有無　~~有・無~~
（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）
市名　　許可番号

６．規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無　~~有~~・無

備考
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

この書面は次に不正防止処理が施してあります。

別記１

特定有害産業廃棄物の種類
特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

| 廃棄物名<br>有害物質 | 鉱さい | ばいじん | 燃え殻 | 廃油 | 汚泥 | 廃酸 | 廃ｱﾙｶﾘ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 水銀又はその化合物 | － | ○ | | | ○ | ○ | ○ |
| ｶﾄﾞﾐｳﾑ又はその化合物 | － | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 鉛又はその化合物 | － | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 有機燐化合物 | | | | | ○ | ○ | ○ |
| 六価ｸﾛﾑ化合物 | － | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 砒素又はその化合物 | － | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| ｼｱﾝ化合物 | | | | | ○ | ○ | ○ |
| ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 四塩化炭素 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 1，2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 1，1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ｼｽ-1，2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 1，1，1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 1，1，2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 1，3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ﾁｳﾗﾑ | | | | | ○ | ○ | ○ |
| ｼﾏｼﾞﾝ | | | | | ○ | ○ | ○ |
| ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ | | | | | ○ | ○ | ○ |
| ﾍﾞﾝｾﾞﾝ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ｾﾚﾝ又はその化合物 | － | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 1，4-ｼﾞｵｷｻﾝ | | － | | ○ | ○ | ○ | ○ |

許可番号　０１５５９００７１８７

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

栃木県宇都宮市陽南一丁目２番２号
宇都宮興産　株式会社
代表取締役　　清本　龍司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第１項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事　花　角　英　世

許可の年月日　　平成３１年　２月２７日

許可の有効年月日　　平成３６年　２月２６日

１　事業の範囲

・収集・運搬（積替え・保管を除く。）

**廃油**（揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むものに限る。）、**廃酸**（水素イオン濃度指数2.0以下のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、**廃アルカリ**（水素イオン濃度指数12.5以上のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、**汚泥**（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、**燃え殻**（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、**ばいじん**（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）

２　積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

３　許可の条件

４　許可の更新又は変更の状況

・新規許可年月日　　平成１６年　２月２７日
・更新許可年月日　　平成２１年　２月２７日
・変更届出年月日　　平成２１年　６月２２日
（代表者の変更　旧　清本　辰雄）
・更新許可年月日　　平成２６年　２月２７日
・更新許可年月日　　平成３１年　２月２７日

５　積替え許可の有無

無

６　規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無

無

（平成３１年　２月２７日　　更新許可）

許可番号　０１１５４００７１８７

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　栃木県宇都宮市陽南一丁目２番２号
氏　名　宇都宮興産　株式会社
　　代表取締役　清本　龍司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第１項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事　上田　清司

許可の年月日　　平成３１年　１月１５日

許可の有効年月日　　平成３５年１２月　６日

１．事業の範囲
（１）事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）
（２）取り扱える特別管理産業廃棄物の種類
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
廃酸（ｐＨ2.0以下のものに限る。）
廃アルカリ（ｐＨ12.5以上のものに限る。）
廃油（※）
汚泥（※）
廃酸（※）
廃アルカリ（※）
以上７種類

※　（※）の品目については、特定有害産業廃棄物に限り、含まれる有害物質については裏面のとおりとし、当該廃棄物を処分するために処理したものを含む。

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

３．許可の条件
特になし

４．許可の更新又は変更の状況

| 許可(届出)年月日 | 指令番号 | 変更内容 |
|---|---|---|
| 平成 5年12月 7日 | 指令北環第27-365号 | 新規許可 |
| 平成20年12月24日 | 指令北環第2-145号 | 更新許可 |
| 平成21年 6月19日 | ― | 変更届（代表者） |
| 平成25年12月11日 | 指令産廃第12-169号 | 更新許可 |
| 平成31年 1月15日 | 指令産廃第12-172号 | 更新許可 |

５．積替え許可の有無　　無
※　県内の政令市における許可の有無を記載

６．規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無　　無

複製 複製 複製 複製 複製 複製 複製 複製

許可番号　０１１５４００７１８７

特定有害産業廃棄物の種類
特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。（表中の「○」は取り扱うことができるもの、「●」は積替え保管できるもの、「－」は扱うことができないものを示す。）

| 有害物質＼廃棄物名 | 指定下水汚泥 | 鉱さい | ばいじん | 燃え殻 | 廃　油 | 汚　泥 | 廃　酸 | 廃ｱﾙｶﾘ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 水銀又はその化合物 | － | － | － | | | － | － | － |
| カドミウム又はその化合物 | － | － | － | － | | ○ | ○ | ○ |
| 鉛又はその化合物 | － | － | － | － | | ○ | ○ | ○ |
| 有機燐化合物 | － | | | | | － | － | － |
| 六価クロム化合物 | － | － | － | － | | ○ | ○ | ○ |
| 砒素又はその化合物 | － | － | － | － | | ○ | ○ | ○ |
| シアン化合物 | － | | | | | ○ | ○ | ○ |
| ポリ塩化ビフェニル | － | | | | | － | － | － |
| トリクロロエチレン | － | | | | ○ | － | － | － |
| テトラクロロエチレン | － | | | | ○ | － | － | － |
| ジクロロメタン | － | | | | － | － | － | － |
| 四塩化炭素 | － | | | | － | － | － | － |
| 1,2-ジクロロエタン | － | | | | － | － | － | － |
| 1,1-ジクロロエチレン | － | | | | － | － | － | － |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | － | | | | － | － | － | － |
| 1,1,1-トリクロロエタン | － | | | | － | － | － | － |
| 1,1,2-トリクロロエタン | － | | | | － | － | － | － |
| 1,3-ジクロロプロペン | － | | | | － | － | － | － |
| チウラム | － | | | | | － | － | － |
| シマジン | － | | | | | － | － | － |
| チオベンカルブ | － | | | | | － | － | － |
| ベンゼン | － | | | | － | － | － | － |
| セレン又はその化合物 | － | － | － | － | | － | － | － |
| 1,4-ジオキサン | － | | － | | － | － | － | － |
| ダイオキシン類 | － | | － | － | | － | － | － |

（以下余白）

複製禁止

許可番号　第０１２５０００７１８７号

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　栃木県宇都宮市陽南一丁目２番２号

氏　名　宇都宮興産 株式会社
代表取締役　清本　龍司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第１項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事　熊　谷　　俊　人

許可の年月日　　令和 ３ 年１１月 ９ 日

許可の有効年月日　　令和 ８ 年１０月２６日

１．事業の範囲
(1) 事業の区分
収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類
ア 廃油（揮発油類，灯油類及び軽油類に限り，特定有害産業廃棄物であるものを除く。），イ 廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限り，特定有害産業廃棄物であるものを除く。），ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限り，特定有害産業廃棄物であるものを除く。），エ 特定有害産業廃棄物（鉱さい，ばいじん，燃え殻，廃油，汚泥，廃酸，廃アルカリに限る。含まれる有害物質については許可証別紙１のとおりとする）

２．許可の条件
な　し

３．許可の更新又は変更の状況
平成 28 年 10 月 27 日　　新規許可
令和 3 年 11 月 9 日　　更新許可

４．積替え許可の有無　　有・無
（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

５．規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無　　有・無

備考
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号　第０１２５０００７１８７号

許可証別紙１

特定有害産業廃棄物の種類
特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

| 有害物質＼廃棄物名 | 鉱さい | ばいじん | 燃え殻 | 廃油 | 汚泥 | 廃酸 | 廃ｱﾙｶﾘ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 水銀又はその化合物 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ |
| ｶﾄﾞﾐｳﾑ又はその化合物 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 鉛又はその化合物 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 有機燐化合物 | | | | | ○ | ○ | ○ |
| 六価ｸﾛﾑ化合物 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 砒素又はその化合物 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| ｼｱﾝ化合物 | | | | | ○ | ○ | ○ |
| PCB | | | | | － | － | － |
| ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 四塩化炭素 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ﾁｳﾗﾑ | | | | | ○ | ○ | ○ |
| ｼﾏｼﾞﾝ | | | | | ○ | ○ | ○ |
| ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ | | | | | ○ | ○ | ○ |
| ﾍﾞﾝｾﾞﾝ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ｾﾚﾝ又はその化合物 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類 | | － | － | | － | － | － |
| 1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ | | － | | ○ | ○ | ○ | ○ |